

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策

公明党熊本県本部 令和2年4月3日 第3版

企業・経営者への支援

制度融資に係る負担軽減と資金調達の円滑化を支援
県独自・国指定分（各金融機関） 日本政策金融公庫分

- ・保証料を全額補助（県が実施）・熊本地震分との借換可
- ・利率（2.00～2.30以内）3年分補給（熊本市が実施）
- ・融資期間10年（据置期間 2年以内）
- ・日本政策金融公庫の特別貸付（実質無利子・無担保）

*様々な支援メニューがあります。（金融機関等による審査有）

【県 商工振興金融課】

午前9時～午後5時土日祝除く

【連絡先】 096-383-1854

【熊本市緊急相談窓口】

午前9時～午後5時土日祝,第3水曜除く

【連絡先】 096-355-2112

農林漁業者向け金融支援

農林漁業収入が前期より10%以上減少（見込み）等

①新型コロナウイルス対策緊急支援資金(金融機関)

- ・貸付限度額 1,000万円 ※償還期間10年・据置期間3年
- ・利子を5年間全額補給（県が実施）
- ・保証料を全額補助（県：市町村で1：1負担）

②農林漁業セーフティネット資金

（日本政策金融公庫）

- ・貸付限度額 1,200万円 ※償還期間10年・据置期間3年
- ・5年間実質無利子

*お問い合わせ先

熊本県農林水産部 団体支援課

【連絡先】 096-333-8515

熊本市役所農水局 農業支援課

【連絡先】 096-328-2384

雇用調整助成金の特例措置の拡大

〈雇用調整助成金〉

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

- ・対象：全事業主(事業設置後1年未満の事業主についても対象)
 - ・休業対象期間：令和2年1月24日～令和2年6月30日
 - ・雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ※雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める(4/1～6/30) 他要件緩和

*お問い合わせ先 熊本労働局 職業対策課
【ご相談時間】午前8時30分～午後5時まで(土日祝日を除く)
【連絡先】 096-312-0086

学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

〈保護者の休暇取得支援等〉

- ・正規雇用、非正規雇用を問わない新たな助成金制度の創設(日額上限8,330円)
 - ・委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- ※風症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有休の休暇に関しても対象

*お問い合わせ先 熊本労働局 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口(雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー)
【連絡先】 096-352-3865

〈学校給食休止への対応〉

- ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還(国負担)
- ・給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

*お問い合わせ先 県教育委員会 教育政策課 熊本市教育委員会 教育政策課
【連絡先】 096-384-2672 【連絡先】 096-328-2704

個人向け緊急小口資金の特例

3/25(水)受付開始

経済への影響による休業等の理由で一時的な資金が必要な方への緊急の貸付を実施！！

【緊急小口資金】 10万円以内、20万円以内(学校休業特例) 償還期限2年(据置1年以内)
【総合支援資金(生活支援費)】 月20万円(2人) 月15万円(単身) 償還期間10年(据置1年以内)
((問合せ先) お住いの市町村社会福祉協議会へ ※ 県社会福祉協議会 096-324-5475 (3/25迄))

※随時支援策は拡大されます
詳しくは担当議員へ

詳しい内容は
QRコードを読み取って
ご確認下さい



経済産業省HP



熊本県HP



熊本市HP